

文教産業常任委員会記録

1. 開催日時 平成 30 年 12 月 14 日（金） 午前 09 時 30 分
2. 場 所 市議会議事堂
3. 出席委員 南野委員長・有田副委員長・大草委員・林委員・先野委員・
重廣委員・重村委員・中平委員・早川委員
4. 委員外出席議員 武田議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 永田局長・岡田次長・山下主査
8. 協議事項
12 月定例会（12 月 7 日）から付託された事件（議案 9 件）
9. 傍聴者 なし
10. 会議の概要
 - ・ 開会 午前 09 時 30 分 閉会 午前 10 時 21 分
 - ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

平成 30 年 12 月 14 日

文教産業常任委員長 南 野 信 郎

記 録 調 製 者 岡 田 年 生

南野委員長 皆さんおはようございます。本日の出席委員については委員 9 人全員であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、文教産業常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくよう、お願いいたします。また、委員におかれましては、本委員会での表決の際に挙手をされない方は、反対として取り扱いますので、ご了解願います。これより、本会議で本委員会に付託されました議案 9 件について、審査を行います。最初に、議案第 2 号「平成 30 年度 長門市下水道事業会計補正予算（第 3 号）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

谷村上下水道局長 おはようございます。それでは補足説明をさせていただきます。今回の補正は、資本的収入及び支出予算におきまして、支出では、東深川 1 号汚水幹線の一部私有地に埋設している部分につきまして、9 月補正に計上いたしました測量業務により、購入面積が確定したことから、用地として 770 万円の計上と、農業集落排水施設の長寿命化、機能強化に向け、平成 29 年度から実施しています施設の機能診断調査を元に、国の補助対象に乗せるため、最適整備構想策定の委託料として 1,300 万円を計上し、収入では、支出の財源としまして、県補助金 800 万円と一般会計出資金 1,270 万円を計上するものでございます。

南野委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

林委員 おはようございます。今、谷村上下水道局長のほうから補足説明を受けて質疑をさせていただきます。今の説明だと補正予算書 2 ページの資本的収入及び支出の「1 款 資本的支出」「1 項 建設改良費」「1 目 公共下水道建設費」についてお尋ねいたします。先ほどにもありましたけど、9 月補正では東深川 1 号幹線用地取得に係る測量委託料として 48 万 6,000 円が計上され、今回の公共下水道建設費の補正予算 770 万円はそれに関連する、用地取得に関する費用ということでありましたが、そこでこの 9 月補正の議論を踏まえて、改めて内容についてお尋ねいたします。

田村管理課長 今回の補正で、用地費を計上するに至った経緯を説明させていただきます。まず、用地買収の場所でございますが、長門警察署から大留蒲鉾に向かう跨線橋の東側で、JR 山陰本線の南側に隣接する土地で、敷地内には建物等の構造物があります。この土地の一部に汚水幹線が埋設していることから、以前は借地料を支払っておりましたが、今年の 11 月に所有者が変わったことか

ら協議した結果、分筆買収を行うこととなり、9月補正で測量費を計上したところであります。その後、分筆いただく区画及び面積が決まりましたので、この度、用地費を計上したものであります。また、用地内にある既存の建物等につきましては、解体撤去をされる予定であり、更地となった状態で買収することとなります。なお、買収後は当面土地の保全を図るため、民地との境界に柵を設置することや、草が生えないような措置を考えております。更には、将来的には下水道管渠の更新工事が必要となることが予想されますので、これに必要な幅員を確保した土地の購入としているところでございます。

林委員 同じく2目の「農業集落排水建設費」についてお尋ねします。補正額1,300万円というのは、最適整備構想策定業務に要する委託料でありますけれども、この具体的な業務内容についてお尋ねいたします。

松本下水道班長 この最適整備構想策定業務は、平成29年度補正及び平成30年度当初予算に計上し、先行実施している機能診断調査により、施設ごとに把握した施設の劣化状況や劣化の要因、健全度の判定結果などを踏まえて、農業集落排水施設の機能保全対策工法の検討や、機能保全コストの算定比較により取りまとめた各処理区の機能保全計画を元に、全処理区、これが11地区になりますが、これについて実施時期や対策の優先度等を盛り込んだ、市にとって最適な整備計画を策定するものです。この場で本業務は平成31年度に行う計画にしておりましたが、今回補助金がつくことから前倒しをして行うものです。

林委員 それでは同じく補正予算書3ページの、平成30年度長門市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書についてお尋ねいたします。期首にいくらものキャッシュがあつて、期末にいくらものキャッシュが残っているかを示すのがキャッシュ・フロー計算書でありますけれども、12月補正のキャッシュ・フロー計算書は平成30年度予算の執行を通じて、大まかなキャッシュの動向がつかめるものであります。そこで、業務活動によるキャッシュ・フロー、それから投資活動によるキャッシュ・フロー、それから財務活動によるキャッシュ・フローについて、上下水道局としてそれぞれどういった評価をしているのかお尋ねして質疑を終わらせていただきます。

田村管理課長 12月補正後の予定キャッシュ・フロー計算書は、業務活動によるキャッシュ・フローがプラス、投資活動によるキャッシュ・フローがマイナス、財務活動によるキャッシュ・フローがマイナスとなっております。これらの評価につきましては、本業の業績が概ね良好であり、企業債残高を減少させつつ、建設改良に係る投資も実施しているため、比較的良好な経営状態にあると一般的には評価される場所ではあります。しかしながら、本市の下水道事業におきましては、一般会計から多額の繰入金を受け、キャッシュを安定させ運営している状態です。今後は自主財源である下水道使用料の料金改定

を含め、一般会計からの繰入金の依存を少なくしていく必要があると考えております。

南野委員長 ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 2 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 2 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 5 号「長門市学校給食センター条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

中谷教育部長 おはようございます。それでは議案第 5 号について補足説明を申し上げます。少子化による児童生徒数の減少に伴いまして、平成 31 年度の学校給食数は、長門市学校給食センターの処理能力である、2,400 食を下回る見込みであり、学校給食事業の効率的な運営を図るため、平成 31 年度から日置学校給食センターを廃止し、長門市学校給食センターの 1 センターで運営を行うことから、条文の改正を行うものでございます。

南野委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

林委員 今、補足説明を受けて質疑をさせていただきます。長門市学校給食センターというのは、12 月 1 日現在における各学校への給食配食数というのが 2,238 食、そして日置学校給食センター 247 食というふうになっております。今回の条例改正は今の説明にもありましたように、日置学校給食センターを廃止して、長門市学校給食センターへ一元化するというものであります。そこで現在の給食配送業務の体制というのは、7 台の配送車を 15 人体制、すなわち 2 人 1 組、1 人休みで配送業務を行っておりますけれども、日置学校給食センターの廃止による新たな配送業務の体制についてお尋ねいたします。

小川教育総務課長 配送体制についてお答えいたします。現在、長門市学校給食センターにおきましては、7 台の配送車を 15 人体制で 2 人 1 組で 1 人休みという方法で配送業務を行っております。日置学校給食センターを廃止し、長門市学校給食センター、1 センターで運営をする場合、配送車を 8 台予定しております。現在、日置学校給食センターに 1 台配送車を持っておりますが、これを更新し、1 台長門市学校給食センターのほうに追加するという方法で 8 台で 17 人体制の配送業務を行う予定としております。

林委員 次に、現在の給食調理員というのは、長門市学校給食センターは正規職員が 8 人、臨時職員が 6 人、調理のパート職員が 6 人、洗浄のパート職員が 5 人となっております。もう 1 つの日置学校給食センターは正職員が 2 人、臨時職員が 3 人という体制になっておりますが、そこでね、日置学校給食センターの廃止によって、今後長門市が学校給食センターの調理員の人員体制というの

はどのようなふうになるのかお尋ねいたします。

小川教育総務課長 1センター後の調理員の体制でございますが、現在の長門市学校給食センターと日置学校給食センターの調理員を足した数よりは、少し少なくなる体制での運営を考えております。現在考えております具体的な1センターでの調理員の体制につきましては、正規職員を7名、臨時職員を9名、パート職員を調理工程においては7名、洗浄工程においては6名の予定としております。予定でございますので、今後体制が変わることもありますが、現在ではそういうふうを考えております。

林委員 正規職員の減というのはおそらく定年退職等があるというふうに理解しておるのですが、次に長門市学校給食センターに野菜や果物、それから肉などの食材の納入業者についてお尋ねいたします。現在、長門市学校給食センターの納入業者数は37業者であって、そのうち市内業者は30業者というふうに聞いております。また日置学校給食センターへは36業者、そのうち市内業者は30業者というふうになっておるようですが、日置学校給食センターの廃止による食材納入業者の具体的な取り扱いというのはどうなるのかお尋ねいたします。

小川教育総務課長 日置学校給食センターの廃止に伴いまして、そこに納入されていまして業者さんが長門市学校給食センターの方へ食材の納入を希望される場合には学校給食用物資納入業者の申請を行っていただきまして、納入業者として登録をしていただくようになります。その登録されました業者に対して食材の発注を行うこととしております。日置学校給食センターに納入していらっしゃる業者が長門市学校給食センターに納入を希望される場合、先ほど申しましたように申請を行っていただく必要がございますが、現在、日置学校給食センターにのみ食材を納入されていらっしゃる業者は2社でございます。そちらの2社につきましてはすでに申請のご案内をしたところでございます。

林委員 それから日置学校給食センターを廃止して、長門市学校給食センターへ一元化するという事で、考えられることはまず食中毒、それから異物混入、食物アレルギーなどに対する一層のリスク管理というのが、リスク管理の強化というのが求められると思いますけども、これまでの対応と、今後の取り組みについてお尋ねして質疑を終わらせていただきます。

小川教育総務課長 それではリスク管理についてお答えをいたします。委員のご質疑にありましたように、学校給食を調理する上での主なリスクは食中毒、異物混入、食物アレルギーだと考えております。それぞれの対策につきましては、食中毒につきましては食材の手戻りがないように動線を確認し、ハード的にはドライシステムで行ってございまして、調理におきましては手洗いの励行や身支度の衛生管理等、学校給食衛生管理基準及び大量調理施設衛生管理マニユ

アルにのっとなった調理を実施しておるところでございます。また、夏季休業中を利用して、衛生講習会や食中毒に関する知識の習得を図っておるところでございます。異物混入防止につきましては、食材納入から喫食までの、どの課程においても発生する可能性がございますので、食材の検収や下処理の際の目視による確認を徹底しておるところでございます。また、調理員の身だしなみにつきましても注意を払い、髪の毛の混入を防ぐためのネットの上に、フード帽子を着用するなど 2 重に対策を取っておりまして、異物混入の防止対策を徹底しておるところでございます。食物アレルギーにつきましては、年々児童生徒のアレルギー反応を持たれている数が増加しているわけですが、学校や栄養教諭等と、保護者との間で連絡調整を図りながら、原因食材を取り除いた除去食の提供を主として行っておるところでございます。また食物アレルギーに対応した給食を調理するため、市で栄養士を雇用するなど、食物アレルギー対策についても注意をしておるところでございます。1センター化になりましても、現在取り組んでおることを引き継ぎ、食中毒、異物混入、食物アレルギー対応等、引き続き行ってまいりたいと考えております。

中平委員 長門に一元化されることによって、配送時間の延長とかがありうるんですか。

小川教育総務課長 配送につきましては、調理してから喫食まで2時間以内ということが国の基準で示されておりますので、現在行っている配送ルートは変更をするようになりますけれども、2時間以内での喫食というところは徹底してまいりたいと思っております。

重廣委員 長門学校給食センターに統合されるということで、今まで使っておられました日置の給食センターのこれからの利用方法について伺いたいと思います。

小川教育総務課長 日置学校給食センターを廃止した後の利用につきましては、現在予定がございません。

南野委員長 ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 5 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 5 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 6 号「長門市下水道事業審議会条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

南野委員長 ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 5 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 5 号は、原案のとおり可決すべきものと決定し

ました。次に、議案第 6 号「長門市下水道事業審議会条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

谷村上下水道局長 平成 30 年度から下水道事業を地方公営企業法の全部適用とし、水道事業と下水道事業を上下水道局として運営することになったことに伴い、これまでの下水道審議会の調査・審議内容に水道事業に関する重要な事項を追加し、上下水道審議会に改名するため、所要の改正を行うものであります。

南野委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

重村委員 おはようございます。今局のほうから補足説明をいただきましたけど、今年度、平成 30 年度から上下水道局と局になり、地方公営企業法の全適用となったというところですけど、この条例改正をこの時期に出して、期日が 31 年 4 月 1 日と、1 年遅れでこの条例改正を提案されてきておりますけれども、これには何か理由があるのかどうなのかお尋ねしたいと思います。

谷村上下水道局長 これにつきましては、現在、下水道審議会の委員の任期が平成 30 年度末となっております。31 年度から新たな上下水道審議会ということで、水道と下水道を合わせた審議会委員さんを選任しようということになったわけでございます。

重村委員 それではこの平成 30 年度は極端に言うと水道事業に関する重要な事項を追加していないということで、審議会の会議自体は空白の部分と言いますか、上水に関してはですね。ということが起こったと私は想定するんですけど、これには全く問題はないのか。そこのあたりの見解をお尋ねしたいと思います。

谷村上下水道局長 審議会の重要な事項と言いますか、上水道事業の場合、今年度そういった重要な事項はございませんでした。

先野委員 議案の参考資料の 10 ページに、改正の内容の 2 番の調査審議事項の追加に、水道料金の改定等水道に関する重要な事項等とありますが、料金改定以外にどのようなものがあるのかお伺いいたします。

田村管理課長 料金改定以外としましては、給水区域の変更等の認可変更を伴うものや、昨年平成 29 年 3 月に策定いたしました、長門市水道ビジョンや、今後策定予定の経営戦略などの事業経営上の重要な計画策定を想定しております。

先野委員 長門市下水道事業の審議会条例の新旧対照表の 11 ページになりますが、第 3 条の 2 に、規定する組織の受益者代表と学識経験者の区分人数が撤廃されていますが、これの理由についてお伺いいたします。

田村管理課長 改正前の下水道事業審議会委員につきましては、受益者代表 8 人以内、学識経験者 9 人以内と区分ごとに定数制限を設けておりました。実際の選定にあたりましては、学識経験者の方は市役所 OB や、地域審議会委員、生活排水の改善に造詣の深い団体の代表者等、一定の専門的知識をお持ちの方

に引き受けていただいております。しかしながら、受益者代表と学識経験者は、線引きが難しく、実際両方に該当する方もおられ、区分ごとに人数制限を行う必要性はないと判断し、今回撤廃させていただいているものでございます。

南野委員長 ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 6 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 6 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 7 号「長門市営湯本温泉条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

光永経済観光部長 議案第 7 号「長門市営湯本温泉条例の一部を改正する条例」について補足説明をいたします。議案参考資料の 13 ページから 16 ページにかけてつけております、新旧対照表をご参照いただければと思いますが、改正する内容につきましては、市営で行う公衆浴場経営事業を本年度末で廃止することから、この事業に関連する記述を条例から削除するとともに、条例の第 4 条、条例改正後は第 3 条になりますが、配湯の許可及び配湯料金を徴収する対象者といたしまして、新たに市長が特に認めた者を加えるものでございます。

南野委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

林委員 今の補足説明を受けて質疑を幾つかしたいと思います。12 月 7 日の本会議における綾城議員への答弁では「4 月 1 日から新しい恩湯が営業開始される日までは、自宅にお風呂がない方、及び自宅のお風呂が破損して入浴できない方に限り、これまでどおり月極利用料 1,500 円で地元ホテルの浴場を利用できる措置を講ずる」というふうなご答弁がありました。地元のホテルというのは湯本温泉ホテル枕水を予定していると聞いておりますけれども、ではこの利用時間というのは何時から何時までなのかお尋ねいたします。

小林観光課長補佐 ホテルを運営されておりますので、通常のお泊まりのお客さんの配慮もありますので、午後 3 時から午後 8 時までを予定しております。

林委員 午後 3 時から午後 8 時までということでありましたけれども、たとえば仕事等の関係で、午後 8 時以降にしか入浴ができない方への対応というか、対処というか、どうされるお考えなのかお尋ねいたします。

小林観光課長補佐 今、何人いらっしゃるかということがまだ把握できておりませんので個別に相談を受けて、少人数であればホテル枕水さんと相談させていただきたいというふうに考えております。

林委員 本会議では入浴は市民の日常生活において保健衛生上必要なものであるとの認識を示しているわけですから、しっかり個別事案を把握して対処していただきたいというふうに思います。それで次に、市営の礼湯というのは平成

31年3月31日までの営業期間となって廃止されるということになりますけど、これどのように利用者に周知していくお考えなのかお尋ねいたします。

小林観光課長補佐 湯本温泉条例の一部改正、この議案が成立したのちに、礼湯のほうに貼り紙を設置するとともに、2月の広報、市のホームページ、あと観光情報の「ななび」のほうで周知をすることとしております。なお、月極利用者の方につきましては、11月29日に説明会のほうを開催しております、廃止時期等については説明しております。参加者で出席されなかった方につきましては、今後、説明会の資料のほうを送付するというようにしております。

林委員 私先ほど冒頭に紹介しました綾城議員への本会議の答弁では、もう一度言いますよ、「4月1日から新しい恩湯が営業開始される日までは、自宅にお風呂がない方及び自宅の風呂が破損して入浴ができない方に限り、これまで月極利用料1,500円で地元のホテルの浴場を利用できる措置を講ずる」と言いましたけれども、自宅のお風呂が破損して入浴できないという方をどのように確認をされるのか、また改めて風呂のない方、あるいは壊れた方の世帯数及び人数というのをお尋ねしたいと思います。

小林観光課長補佐 まず最初にお風呂のない方とかの人数についてお答えしようと思います。現在自宅にお風呂のない方については、30世帯で41名ということは把握しております。破損している方については、今、現在把握できておりません。そこで、お風呂のある方ない方につきましては、一応2月くらいにこちらのほうから月極の方に申請書の方をお送りしまして3月に職員の方で実態調査を行うことを予定しております。

林委員 自宅のお風呂が破損して入浴ができない方に限りというふうに答えているわけですからね。来年の4月1日以降、このことについても2月に今やられるというようなお話でしたのでしっかり把握していただきたいなというふうに思います。それでもう一つ、これも綾城議員への答弁にもありましたけれども、時間指定はあるものの湯本3区の方のパスポート料金は月極め3,500円となっていると。これまで月極でご利用いただいております方で自宅にお風呂がない方に限り、月極利用料1,500円との差額2,000円を2年間かけて調整させていただく方向で検討しているというようなご答弁でしたが、この2年間の激変緩和の具体的な措置内容をお尋ねしたいと思います。

小林観光課長補佐 当初5年という、最長でも5年という計画をしておりました。その時には恩湯事業者の「湯守」さんの方から、まだ金額の提示がございませんでした。そこでうちの方としては山口県の公衆浴場の指定料金であります1回420円を基準としまして、420円かける1ヶ月の30日ということで、12,600円。これを基準に最長5年間で緩和措置を考えておりましたけれども、今回長門湯守さんの方の料金設定案が時間指定があるものの3,500円という安

価ということになりましたので、2年とさせていただきます。

光永経済観光部長 補足させていただきます。今はあくまで案の段階でございまして確定事項ではございませんのでご了解のほう、よろしく申し上げます。

林委員 確認事項でない事は分かっているんだけど、私が聞いたのは、2年間の激変緩和の具体的な措置内容。今考えられている。

小林観光課長補佐 大変失礼しました。料金のほうの補助金の内容ということで、すみません。一応3,500円、時間制限ありの6,000円のほうも含めまして、市のほうとしましては一応恩湯の、新恩湯が来年の11月からということをお聞きしておりますので、31年の11月から32年の10月までは1,300円の補助、それと32年の11月から33年の10月までが600円の補助。で、33年の11月以降につきましては通常料金で入っていただきたいというふうに考えております。

林委員 今の答弁に関連して、先ほど若干触れておりましたけど、恩湯の建設にあたってプロポーザルと料金体系というのは最初の補助期間というのは最長5年間というふうにしておりましたけども、この5年間で2年間になったと。政策変更にあたった経緯についてお尋ねしたいというのが1点と、またこのことについて新しい恩湯の運営を担う長門湯守株式会社というのは、このことについて納得されているのかどうか、お尋ねいたします。

小林観光課長補佐 先ほども申し上げましたように、当初「湯守」さんのほうに料金設定がない中で、山口県の指定料金であります420円を根拠に1ヶ月12,600円ということで、最長5年ということで考えておりましたけれども、「湯守」さんから出てきました料金が、時間設定があるものの3,500円という安価なものでしたので、2年というふうにさせていただきます。「長門湯守」さんの方につきましては事前に協議を行いまして、「長門湯守」さんの方には収入的に変更がございませんので、特段意見等は伺っておりません。

林委員 最後になりますけれども、この礼湯の整備については今度、竹林の階段が建設されるということで、整備されるということでしかるべき時期に解体作業に入っていくと思いますけど、この礼湯については平成29年、第3の湯として、これ私は一般質問でも言っていますけど第3の湯として整備する、または食べ歩き、足湯などの別の回遊拠点を整備する、将来的に検討するというご答弁をいただいておりますが、そもそもこの礼湯を廃止する理由というのは何か、あらためて確認させていただいて、質疑を終わらせていただきます。

光永経済観光部長 今、林委員のほうの話されたとおり、この礼湯の整備、こちらにつきましては現時点では未確定で将来検討することとしております。現時点で市営の公衆浴場として、現礼湯、これを取り壊すことから条例上はいったん整理して削除の手続きを行うものでございます。

先野委員 林委員が8時以降に入るお風呂の話をちょっとされたと思うんです。

地元の温泉に入る方は3時から8時ということで先ほど答弁にありましたけど、私たち俵山、二人とも俵山温泉ですけども、風呂に入るときの配慮ですよね。僕たち自体はなかなかお客さんが多い時に入るといのは遠慮して、お風呂に入らないんですが、ちょうど宿泊客と重なる可能性もあるわけですよね。お風呂に入るときに。それに対する配慮についてはどのように考えているのかお伺いします。

小林観光課長補佐 この入浴時間につきましては今、「枕水」とさんと交渉を進めておりまして、「枕水」とさんとお話をさせていただいて、観光客、日頃の「枕水」さんにお泊りのお客様と、かぶらないような時間帯で設置されると。夕方どうしても6時から8時という時間、この時間が宴会時間とかがございますので、この時間帯までは入浴のお客さんというか、少ないということでの時間設定をさせていただいておるところでございます。

先野委員 要は「枕水」とさんとお客さんの時間との調整の配慮を今後するかという話をしたんですけど、ちょっと答弁の内容が分からなかったんですね。

藤永観光課長 地元の方でホテルの浴場を利用される方と、「枕水」とさんへの宿泊客への配慮ということでございますけども、地元の方で枕水さんのお風呂を利用される方についてはそのようなことに注意をしてくれというようなことは通知の中で申し上げたいと思いますけども、具体的に何時から何時はだめよというようなことではなく、「枕水」とさんのご配慮をいただいて、3時から8時までは入浴してもいいよという、「枕水」とさんのご配慮はいただいておるところでございますけど、今委員さんが言われたように、そういったお客様への配慮については文書等でお知らせをお願いしたいというふうに思っております。

南野委員長 ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第7号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第7号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第9号「長門市俵山多目的交流広場の指定管理者の指定について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

光永経済観光部長 議案第9号「長門市俵山多目的交流広場の指定管理者の指定について」は議案に記載しているとおりであり、特に補足説明はございません。

南野委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

重村委員 それでは何点か聞かせていただきます。まず指定管理者の指定期間というのが1年ということで、今までの執行部の経緯を見ていると、継続して

指定管理期間が満了する前にその期間の内容であるとかいうのを鑑みて、今回も一番下に、指定選定の経緯ということで、公募によらない指定をするということになっています。今回、今まで実績がある指定管理者として継続してやってもらおうと、協定を結ぼうという段階で1年という区切りをつけたのは何かの理由があるのかお尋ねしたいと思います。

光井農林課長 議員ご指摘のようにこれまでは利用状況や収支の実績を定期的に精査するために3年ごとが適しているという判断から3カ年の指定をしていたということなのですが、しかし本年、この多目的交流広場には8月にクラブハウスや夜間照明等の新たな施設が整備されて、それに伴いまして利用料金の改定も行ったというところがございます。また来年度につきましては、ラグビーワールドカップ開催の年でありまして、当施設においてもカナダの代表チームの公認キャンプ地として利用されるということが決まっています。そうしますと、一時的に設備利用の制限がかかるということがありますから、3カ年の計画を立てるために不透明な部分があるということがございます。これらの理由から今回につきましては利用状況や収支の実績をしっかりと把握するため、指定期間を1年にしたという経緯がございます。

重村委員 よく分かりました。もう一点、ここの参考資料の中には4番の業務内容として9点挙げられておりますけれども、来年はカナダに決まったということで事前キャンプに来るとということが決定しています。今回協定書を結ぶにあたって、協定書の中に特記事項的に、特別な年だったということで、特記事項的な指定管理をしていく上で行政側から要望するような事項があるのかどうかお尋ねしたいと思います。

光井農林課長 特に今年度、今回の世界大会の誘致に関しての部分に特記すべきものはございませんけれども、一応特記すべきものとしたしましては、俵山地区内にある施設でありますから、提供するサービスについては、地区に隔たり無く全体を考えて対応するという標記はしております。また利用調整にあたっては企画運営する事業を最優先に取り扱うこととしております。ここが逆にワールドカップの施設利用というところにひっかかるというところがございます。

林委員 今の重村委員と理事者のやり取りを聞いて一点、思うんですけど、3カ年の計画を立てるには不透明な部分があると、指定管理期間ですね。1年ということでラグビーのワールドカップのキャンプ地という特殊事情によって指定管理期間が1年としているということでしたけど、それでは平成32年4月1日以降の指定管理者というのはどのように想定を、現時点でいいですよ。想定されているのか、ちょっとこのことについてお尋ねしたいと思います。

光井農林課長 今回についてはNPO法人ゆうゆうグリーン俵山にお願いをしているということがございますけど、やはり指定管理は原則公募というところ

でございますから、次回につきましては他にスポーツ施設管理に優れた団体等を含めて公募型プロポーザルによる指定管理、こちらの方を検討してまいりたいというふうに考えております。

南野委員長 ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 9 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 9 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 10 号「長門市仙崎公民館の指定管理者の指定について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

南野委員長 ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 9 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 9 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 10 号「長門市仙崎公民館の指定管理者の指定について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

中谷教育部長 仙崎公民館につきましては、平成 28 年度から指定管理者制度を導入し、仙崎地区の自治会長会をはじめ、婦人会や地区社協、老人クラブ、スポーツ振興会など、地域住民で組織する仙崎振興会が管理運営を行っておりますが、この指定管理期間が平成 31 年 3 月末で満了となることから、平成 31 年 4 月から 3 ヶ年引き続き仙崎振興会を指定管理者として指定を行うものでございます。

南野委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 10 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 10 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 14 号「平成 30 年度長門市湯本温泉事業特別会計補正予算（第 2 号）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

光永経済観光部長 議案第 14 号「平成 30 年年度長門市湯本温泉事業特別会計補正予算（第 2 号）」、こちらのほうにつきましては給与改定に伴う職員人件費の補正であり、特に補足説明はございません。

南野委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 14 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙

手全員です。よって、議案第 14 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 17 号「平成 30 年度長門市水道事業会計補正予算（第 2 号）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

谷村上下水道局長 議案第 17 号については特に補足説明はございません。

南野委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 17 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 17 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。最後に、議案第 18 号「平成 30 年度長門市下水道事業会計補正予算（第 4 号）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

谷村上下水道局長 議案第 18 号につきましても特に補足説明はございません。

南野委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 18 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 18 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了しました。以上をもちまして文教産業常任委員会を閉会します。どなたもご苦労様でした。